

データ創出・活用型  
マテリアル研究開発プロジェクト

F S (フイージビリティスタディ)  
に関する公募要領

文部科学省

令和3年4月

## 目次

1. 事業の背景・目的.....	5
2. 事業概要.....	6
2.1 対象領域.....	6
2.2 実施期間.....	7
2.3 委託費の経費区分及び総額.....	7
2.4 採択件数.....	7
2.5 F Sの内容.....	7
2.6 F Sで具体化する研究開発体制.....	9
2.6.1 F Sで具体化する研究拠点体制.....	10
2.6.2 令和4年度以降の研究開発事業で想定される拠点運営等のあり方.....	11
2.6.3 F Sで具体化する研究課題.....	15
2.7 拠点間連携と外部連携.....	15
2.7.1 領域横断型コンソーシアム.....	15
2.7.2 内閣府・経済産業省との連携のためのガバニングボード.....	15
3. 事業全体の運営を総括・支援する組織.....	17
3.1 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの配置.....	17
3.2 プログラム運営委員会.....	17
3.2.1 構成員と役割.....	17
3.2.2 審議事項.....	17
4. 応募の要件.....	18
4.1 応募機関の要件.....	18
4.1.1 代表機関の要件.....	18
4.1.2 想定される連携機関の要件.....	19
4.2 研究代表者の要件.....	19
5. 選定方法.....	20
5.1 F S実施機関の選定プロセス.....	20
5.2 提案書類の受付等.....	20
5.2.1 提案書類の入手方法.....	20
5.2.2 提案書類の提出期間.....	20
5.3 提案書類の作成.....	21
5.3.1 提案書類の作成及び提出上の注意.....	21
5.3.2 その他.....	21
5.4 問い合わせ先.....	22
6. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等.....	23

6.1	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）	23
6.2	e-Rad を利用した応募方法	23
6.2.1	e-Rad 使用にあたる事前登録	23
6.2.2	e-Rad での応募申請	23
6.3	その他	24
6.3.1	e-Rad の操作方法	24
6.3.2	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先	24
6.3.3	e-Rad の利用可能時間帯	25
7.	応募に当たっての留意事項	26
7.1	不合理な重複・過度の集中に対する措置	26
7.2	他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	27
7.3	不正使用及び不正受給への対応	27
7.4	他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	29
7.5	関係法令等に違反した場合の措置	29
7.6	繰越	29
7.7	府省共通経費取扱区分表	29
7.8	費目間流用	30
7.9	年度末までの研究期間の確保	30
7.10	研究設備・機器の共用促進	30
7.11	博士課程学生の処遇の改善	31
7.12	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保	33
7.13	プロジェクト実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等	33
7.14	若手研究者の多様なキャリアパスの支援	33
7.15	安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	34
7.16	社会との対話・協働の推進	35
7.17	論文謝辞等における体系的番号の記載	36
7.18	間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告	36
7.19	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備	37
7.20	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出	37
7.21	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備	38
7.22	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出	38

7.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置 .....	39
7.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務 .....	41
7.25 競争的研究費改革 .....	41
8. 審査 .....	42
8.1 審査方法.....	42
8.2 審査要領.....	42
8.3 選定結果の通知.....	42
8.4 公表等に関して.....	42
8.4.1 e-Rad 上の課題等の情報の取扱い.....	42
8.4.2 e-Rad からの内閣府への情報提供等 .....	42
8.4.3 研究者情報の researchmap への登録 .....	43
9. 契約の締結等.....	44
9.1 契約条件等 .....	44
9.2 再委託契約 .....	44
9.3 契約の準備 .....	44
9.4 委託費の額の確定等 .....	45
9.5 委託費の範囲及び積算など .....	45
9.5.1 委託費の範囲.....	45
9.5.2 委託費の積算.....	45
9.5.3 委託費の支払.....	45
9.5.4 費目間流用 .....	45
9.5.5 年度末までの研究期間の確保 .....	45
9.6 事業成果の取扱い .....	46
9.6.1 委託業務成果報告書の提出.....	46
9.6.2 事業成果の帰属 .....	46
9.7 取得資産の取扱い .....	46
9.7.1 所有権.....	46
9.7.2 委託期間終了後の設備備品等の取扱い.....	46
9.7.3 汚染資産などの処分.....	47

## 1. 事業の背景・目的

鉱物資源やエネルギー資源の大半を他国からの輸入に依存する我が国において、世界市場シェアが大きい素材産業とそれを支えるマテリアルの基盤技術が重要な役割を担っている。近年は、米中貿易摩擦や COVID-19 等のパンデミックにより、サプライチェーンの強靱化がより一層強く求められている。加えて、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」<sup>1)</sup>においては、エネルギー関連（水素産業等）・輸送製造関連（蓄電池・半導体等）等の脱炭素化に向けた取組の重要性が示されている。これらの多様化かつ高度化する社会的・産業的ニーズの変化に迅速に対応し、素材産業の国際競争力を高い水準で維持するためには、高度な機能を持つマテリアルをいかに効率的に創出し、迅速に社会実装できるかが我が国の生命線となる。

マテリアル革新力強化戦略案<sup>2)</sup>においては、データ駆動型研究開発の拡大など、世界的に研究活動のデジタルトランスフォーメーション（DX）の流れが加速していることが指摘されている。その状況を踏まえて、我が国においてもマテリアル研究開発のDXを進めることの重要性が提言されており、マテリアルDXプラットフォーム構想<sup>3)</sup>下で、当該事業ではマテリアル・イノベーション創出を加速するとともに、データを有効に活用して、迅速に社会実装につなげることができる「ジャパンモデル」を確立することを目指す。

以上を踏まえて、本事業では、10年先の社会像・産業像を見据え、カーボンニュートラルの実現、Society5.0の実現、SDGsの達成、資源・環境制約の克服、強靱な社会・産業の構築等の実現に重要な役割を果たす革新的な機能を有するマテリアルの効率的な創出を目的とし、データ利活用によるマテリアル研究開発の加速が期待される研究課題・研究拠点体制等の次世代の研究方法論を具体化するためのFS（フュージビリティスタディ）を実施する。

- 1) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201225012/20201225012.html>

- 2) マテリアル革新力強化戦略案

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/material\\_senryaku/dai5/siryoul.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/material_senryaku/dai5/siryoul.pdf)

- 3) マテリアルDXプラットフォーム構想実現に向けた取組（資料1枚目）：

[https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt\\_kibanken01-000011734-10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kibanken01-000011734-10.pdf)

## 2. 事業概要

本事業（以下「FS」という。）では、我が国が真に伸ばすべき重要技術領域として掲げる8つの領域<sup>4,5)</sup>のいずれかを対象に、従来の試行錯誤型の研究にデータサイエンス的手法を取り入れた研究開発を推進することで、革新的な機能を有するマテリアルの効率的な創出を目指し、機関を越えた連携の下、研究開発を推進する体制を構築し、社会的・産業的ニーズが高いことに加えて、データサイエンスとの親和性が高く革新的な成果創出が期待される研究課題を検討する。研究成果は社会実装されること及び産学が連携して研究開発を進めることを前提として検討を進める。なお、FSでの検討結果は、令和4年度以降に実施を構想中の研究開発事業（10年程度の事業期間を想定）の参考とする。

4) マテリアル革新力強化のための政府戦略に向けて（戦略準備会合取りまとめ）：

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/057/1422394\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/057/1422394_00002.htm)

5) 「マテリアル革新力」に関する参考資料・データ集（p50）：

[https://www.mext.go.jp/content/20200602-mxt\\_nanozai-000007507\\_6\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200602-mxt_nanozai-000007507_6_2.pdf)

### 2.1 対象領域

FSでは、我が国において産業競争力が高く未来社会の実現に重要な役割を担うマテリアルの具体的な重要技術領域として、①高度デバイス機能マテリアル、②量子・電子マテリアル、③エネルギー変換マテリアル、④高度循環マテリアル、⑤極限機能マテリアル、⑥バイオ・高分子マテリアル、⑦ナノスケールマテリアル、及び⑧マルチマテリアルを定め、いずれかの領域に紐づく拠点を設置することを想定し検討を進める。

なお、各重要技術領域に紐づく拠点は、必ずしも1拠点のみに限定されるものではなく、また、1拠点が対象とする重要技術領域に関しては、最大で2領域までとする。採択機関が検討を担う重要技術領域は、各機関からの提案内容を踏まえ、審査委員会における審議によって決定する。

※ 各重要技術領域に含まれる技術例は以下のとおり。なお、複数の重要技術領域にまたがる技術も想定される。

- ①高度デバイス機能マテリアル：パワーエレクトロニクス・MEMSデバイス・IoTセンサ等
- ②量子・電子マテリアル：超電導材・ナノエレクトロニクスデバイス等
- ③エネルギー変換マテリアル：蓄電・磁性・熱電素子等
- ④高度循環マテリアル：易循環型材料等

- ⑤極限機能マテリアル：超軽量、耐熱、耐圧、高強度材料等
- ⑥バイオ・高分子マテリアル：バイオアダプティブ材料・自己修復材料等
- ⑦ナノスケールマテリアル：ナノカーボン・ナノ多孔体・二次元薄膜等
- ⑧マルチマテリアル：接着接合技術・積層技術、コンポジット材等

## 2.2 実施期間

当該年度の委託契約がなされた日から令和4年3月31日まで。

## 2.3 委託費の経費区分及び総額

F Sにおける委託費の経費区分は、直接の経費と間接経費とし、直接の経費の具体的な費目を以下のとおり設定する。

### ① 人件費・謝金

- ・ワークショップの開催等に当たって必要となる運営スタッフの雇用・配置に係る経費
- ・ワークショップの開催等に当たって招集するF Sにおける専門委員・その他の有識者等への謝金 等

### ② 旅費

- ・研究手法（データサイエンス・計測技術等）の動向調査・学会、ワークショップ等への参加に伴う旅費 等

### ③ その他

- ・ワークショップの開催等に当たって必要となる会議費・印刷製本費・その他（諸経費）・消費税相当額 等

委託費の総額は、10,000千円を上限とする。

## 2.4 採択件数

公募にて4機関程度を採択（採択件数は審査委員会が決定）する。

## 2.5 F Sの内容

従来の試行錯誤型の研究開発に、データサイエンスを戦略的に活用する観点を加えた研究方法論の具体化などをF Sの目的とする。

具体的には、2.6項に掲げる研究開発体制を想定して、各代表機関において、研究代表者を中心に、

- (1) 取り組む研究課題
- (2) 研究開発体制
- (3) 戦略的に取得するデータ群とデータ構造（フォーマット）設計
- (4) マテリアル×デジタル人材の育成計画

をワークショップ等を通じて検討・立案する。検討する際の指針は、以下のとおりである。なお、ワークショップは令和3年11月までに開催すること。ただし、天災その他不可抗力の原因により11月までの開催ができない場合は、文部科学省と協議の上開催日の調整を行う。ワークショップ開催後は、原則として2週間以内に、ワークショップの内容を反映したF S実施状況に関する中間報告書を、プログラム運営委員会へ提出することが求められる。

(1) 取り組む研究課題：カーボンニュートラルの実現を始めとした社会的・産業的ニーズへの貢献が期待されるマテリアルの社会実装に向けての課題をブレイクダウンし、データサイエンスとの親和性を十分に考慮して取り組むべき研究開発テーマを具体化する。具体化に際しては、ワークショップにおいて産業界から、当該研究課題に対する期待について、プレゼンテーションが求められる。また、研究課題に応じ、データサイエンスを戦略的に活用する観点を加えた研究方法論を具体化する。

(2) 研究開発体制：①材料創製・②計測評価・③理論計算・④データ活用促進グループの4グループ体制を設定する。

(3) 戦略的に取得するデータ群とデータ構造（フォーマット）設計：課題解決に必要なデータ群とそれらのデータ構造（フォーマット）設計を、④データ活用促進グループの中核となる人材を中心に立案する。また、取り組む研究課題に対応したハイスループット装置等の開発が必要となる場合は、装置の設計コンセプトを装置開発課題として併せて提案してもよい。

(4) マテリアル×デジタル人材の育成計画：代表機関の研究代表者が中心となり、グループ間のシナジー効果により、マテリアル人材・デジタル人材の双方についてマテリアル×デジタル人材としての成長が促進される体制・企画等を計画立案し、①～③の各グループもデータサイエンス的手法を活用できる拠点への成長と発展を目指す。

ワークショップ開催の趣旨は、(I) 拠点の活動方針、拠点体制、研究課題等について、社会的・産業的ニーズの高さ、技術的難易度と実現性、データサイエンス的手法との親和性等の観点で協議すること、(II) 拠点で取り組む研究課題における成果の橋渡し先となる産業界・NEDO事業等とのコミュニティ形成である。



ワークショップ等を通じて、今後、我が国においてデータサイエンス的手法を取り入れた研究開発を推進する際の拠点の体制と取り組む研究開発テーマを具体化する。

なお、F Sの内容については、令和4年度以降に実施を構想している研究開発事業の参考にするため、プログラム運営委員会からの評価を受ける。

## 2.6 F Sで具体化する研究開発体制

具体化することが求められる拠点体制のイメージを、以下の図1に示す。詳細については、2.6.1 項以降を参照すること。F S実施機関は、当該イメージ図を踏まえ、拠点体制を検討する。

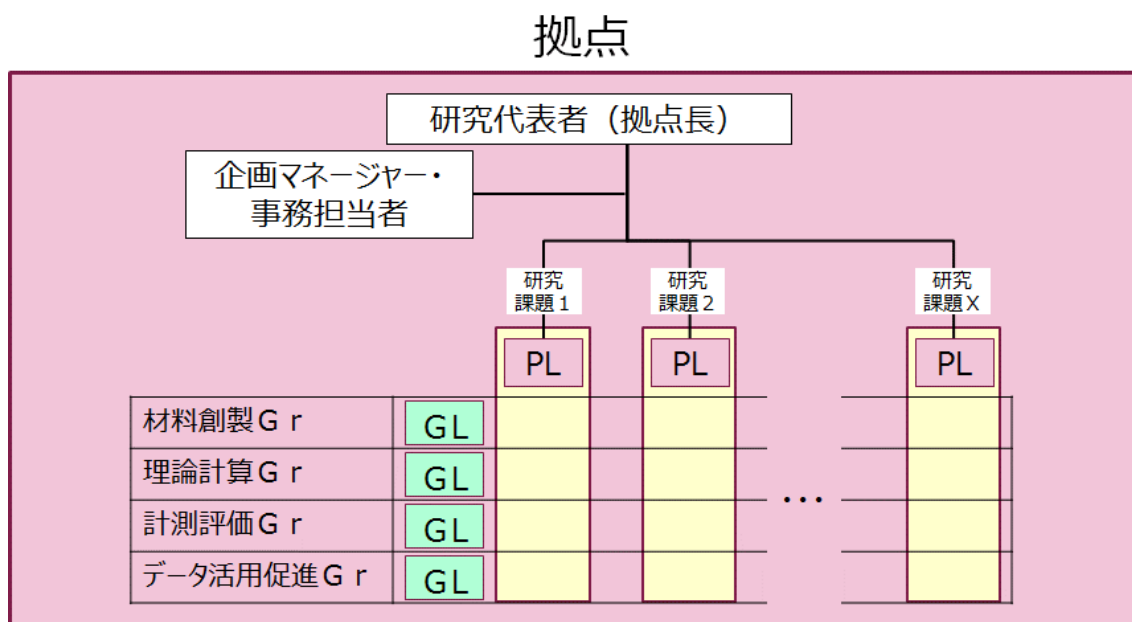


図1. F Sで具体化する拠点体制のイメージ

表1. 用語説明

名称	定義	備考
研究代表者	次世代を担う研究者で、F Sを実施する代表者であり、F Sで具体化する拠点体制における拠点長	・F Sを実施する代表機関に所属していること
プロジェクトリーダー (PL)	F Sで具体化される研究課題ごとに設置され、課題解決に向けて研究開発を牽引するリーダー	・研究代表者が特定すること

グループ リーダー (GL)	F Sで具体化される4グループごとに設置され、グループ毎の役割・機能・体制等に関するマネージメントを実施するリーダー	・研究代表者が特定すること ・材料創製グループのGLは研究代表者が担当すること
企画マネージャー	拠点全体の運営を、研究代表者の意思に基づき支える役割を担う研究代表者の補佐役	・准教授クラス以上の経歴を持つことが望ましい
主任研究者	拠点における専門分野の研究に関し、指導的役割を果たす研究者	

### 2.6.1 F Sで具体化する研究拠点体制

社会的・産業的ニーズの高い革新的機能を有するマテリアルの創出を志向して、代表機関を中核として、個々の研究課題を完結させるために必要となる4つのグループ（材料創製・理論計算・計測評価・データ活用促進）と各グループをマネージメントするグループリーダー（GL）を設置し、各グループが有機的に連携することによる効率的な成果創出を目指すことを想定し、検討を通じて具体化する。また、材料創製グループのGLは、研究代表者（拠点長）が担当することを前提として検討することが求められる。各グループで想定される役割・機能を以下に示す。

#### ① 材料創製グループ：

対象とするマテリアルの機能に関して、産業界や経済産業省・NEDOプロジェクト等に成果の橋渡しを実行するに足る定量的な性能目標及び国内外の研究動向をベンチマークした上で、研究対象となるマテリアル機能のポジショニングを明確にして研究開発を推進することが求められる。加えて、目標性能を満たすマテリアル創出を志向して、他の3グループとの一貫した連携を確保し、目的とする機能を発現するマテリアルの創出に向けた構造設計、製造・合成プロセス設計等を実施する。研究開発を推進する上では、理論計算グループ・データ活用促進グループからの提案を取り入れつつ、データサイエンス的手法を戦略的に活用することで新機能・新材料創出を志向する研究開発を効率的に進める。

#### ② 理論計算グループ：

マテリアルの機能発現メカニズムの解明から物性予測・材料設計に導き、材料創製グループへ提案する。また、材料創製グループがマテリアルの構造設計等に必要とする知見を得ることを目的に、データ活用促進グループと連携して、効率的に計算データを取得し活用するための検討を同時に進める。

③ 計測評価グループ：

目的機能の創出に向けての構造設計、製造・合成プロセス設計をする上で必要となる計測・評価を実施し、材料創製グループに、設計指針等の方向性を提言する。また、データ活用促進グループとの密な連携により設計指針等の提言に必要な計測・評価データの効率的な収集と解析高度化の検討を同時に進める。

④ データ活用促進グループ：

データサイエンス的手法を活用することで、マテリアルの構造設計や製造・合成プロセス設計等と性能の相関に関する階層構造の理解とそれを深化させることで、新機能・新材料の創出の鍵となる設計指針やプロセス因子等を材料創製グループに提案する。

また、データ中核拠点との技術的交流等の連携窓口としての機能を担い、必要となるデータ群とデータサイエンス的手法の活用方法を他の3グループへ横展開して、効率的な研究開発推進を支えるとともに、マテリアルDXプラットフォーム構想の早期実現を目指した取り組みを実施する。

課題解決のため整備するデータ群は、国立研究開発法人物質・材料研究機構が構築するデータ中核拠点及びマテリアル先端リサーチインフラにおいて検討を進めるデータ構造設計との将来的な連携を前提とし、また、可能な範囲で、データ中核拠点で構築されるシステムに登録されることが望ましい。

材料創製・計測評価グループには、実用化の視点を活動に反映させるために、民間企業の研究者が構成員あるいはアドバイザーとして参画することが望ましい。

データ活用促進グループには、情報科学系のデジタル人材を積極的に抜擢することによって、マテリアル研究開発に新たな知を取り入れる研究体制の構築を推奨する。研究代表者等は、情報科学系のデジタル人材と材料創製・理論計算・計測評価グループのマテリアル人材の間で技術・知識の交流がなされる機会を積極的に企画する等により、データサイエンス的手法を有効に活用できるマテリアル×データ人材としての中長期的な育成計画を立案し、実行することが求められる。

また、各拠点体制の検討においては、大型計算機「富岳」・量子コンピューターの戦略的活用、大型放射光施設（SPring-8、SLiF-J）、J-PARC、マテリアル先端リサーチインフラ等といった、我が国を代表する共通基盤技術の活用の可能性も検討する。

## 2.6.2 令和4年度以降の研究開発事業で想定される拠点運営等のあり方

令和4年度以降、FSを踏まえた研究開発事業（データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト）の本格実施が実現した場合の拠点運営等のあり方は以下のとおりであり、FSにおける検討においても、これを前提とすること。

FSで具体化する拠点体制は、代表機関を中核として、我が国が強みを持つマテリア

ルの重要技術領域において、社会的・産業的ニーズの高い研究課題に取り組み、個々の研究課題で掲げる目的の機能を発現するマテリアルの創出を目指す。加えて、我が国におけるマテリアル研究開発の効率化・競争力強化の観点で、データサイエンス的手法の有効的な活用方法を戦略的に計画・実行し、迅速に社会実装につなげることができる「ジャパンモデル」を確立することが求められる。従って、目標達成に向かう過程で得た学理や専門的知見、開発された最先端の計測・評価技術やデータサイエンス的手法、データ駆動型の研究方法論等は、他の大学・研究機関・民間企業等と積極的に共有して、成果の社会定着とその一層の展開に努めなければならない。そのためにも拠点は、関連学会と協議会、及び産業界とのコミュニケーション能力を備え、自らの活動についても常に情報を発信するとともに、それに対する外部の反応を、成果の社会還元のための指針を与えるものとして、運営方針に反映することによって、プレゼンスの向上に努めなければならない。

また、複数の極めて難易度の高い研究課題に取り組む上では、グループ間の有機的な連携が必要となるため、運営においては、各グループ間の研究計画のすり合わせ、データ活用促進グループの具体的な機能の共有、多様化する専門的知見や技術の積極的な交流等、高度なマネジメントが要求される。

さらに、文部科学省が掲げるマテリアルDXプラットフォーム構想下においては、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトは研究DX化を実践するリーディングプロジェクトとしての重要な役割を担うため、データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラ事業との密接な連携が要求される。具体的な連携例としては、マテリアル先端リサーチインフラ事業における最先端共用設備の積極的な活用や将来的なデータ中核拠点の本格運用に際して、戦略的に取得したデータ群やフォーマット化されたデータ構造の登録、データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラ事業で検討が進められるデータ構造設計との連携等が挙げられる。

以上のことを踏まえて、FSにおける検討の前提となる拠点運営等のあり方に関する要件は以下のとおりとする。

#### ① 拠点の運営

マテリアルの重要技術領域に紐づけて設置される拠点には、優れた運営体制が構築されることが極めて重要であり、優秀な研究者・職員のリクルートやシステム改革等、拠点運営に常に意を用いる専任の研究代表者及びそれを支える企画部門が必要である。なお、拠点長を担う研究代表者については、拠点全体を運営するために必要となるエフォートが確保されなければならない。研究代表者の人材像としては、当該拠点の「顔」として、拠点の存在を関連する多様な学問分野にアピールし、連携機関や人材を結集させること等が重要な役目となることから、それぞれの学問分野でトップレベルの業績を上げており、かつ拠点の運営において強力な牽引力を発揮できる有能かつ次世代を担う研

究者であることが求められる。言い換えれば、磨き抜かれた物質観を持って、当該マテリアルの重要技術領域における本質的課題を見極める洞察力と、異分野の人材を統率して新しい課題への挑戦に誘導するマネジメント能力を兼ね備えたリーダーであり、当該マテリアルの重要技術領域に関わる学問分野において、我が国で最も求心力を持つ人材であることが求められる。

データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトの目標が革新的機能を有するマテリアル創出を掲げていることを鑑みて、研究代表者は材料創製グループのリーダーが担い、拠点全体の運営について責任を負うことが求められる。その役割として、拠点の参画者に対して、新領域開拓の一翼を担う挑戦者としての自覚を促すことも求められる。4つの研究グループが、有機的に繋がる点を見出して相互作用を促進することに努め、明確な共通目標に向かって運営方針を揃えていかなければならない。また、各研究課題に設置されるプロジェクトリーダー（PL）等の拠点活動の中核を担う研究者に対しては、異分野の研究者との連携により着実に成果を生み出すためのマネジメントの能力を身につけさせるように訓練することも必要である。さらに、研究代表者は、研究活動の状況、研究成果などを文部科学省等の運営機構に報告し、組織運営についての助言を受けるとともに、文部科学省等の運営機構等からのマテリアル革新力強化戦略、マテリアルDXプラットフォーム構想等に関わる施策の展開に関する要請に協力することが求められる。

また、研究代表者を強力に補佐し、研究者が研究に専念でき、かつ研究活動を活性化できる環境を常に提供し続ける役割を担う企画部門を設置することが求められる。企画部門には企画マネージャーが配置され、研究代表者の補佐役として、人事を含めた組織運営、経理、拠点内外の組織との研究協力、交流の支援、知的財産の活用などの拠点全体の運営を、研究代表者の意志に基づき支える役割を担うことが求められる。企画マネージャーは、准教授クラス以上の経歴を持つことが望ましい。また、文部科学省等の運営機構からの要請を受けたマテリアルDXプラットフォーム構想等に関する施策の展開のための実務を担う必要がある。さらに、事務的な業務に関し、拠点の組織運営を可能とする事務手続きは、他の研究グループへの研究委託に関する手続きを執り行わなければならないため、代表機関の正規職員の事務担当者が事務総括として企画部門に配属されなければならない。

## ② 拠点における研究環境の整備

拠点に集まる研究者が、切磋琢磨しつつ研究に専念できる環境をつくることが求められる。また、拠点長の裁量でクロスアポイントメント制度を取り入れてもよい。さらには、そのような場において我が国の次代のマテリアル研究をリードする研究者を育成することの重要性に鑑み、以下に掲げられる措置を講じることが求められる。

- (1) 研究者から研究以外の職務を減免するとともに、企画部門における種々の手続き等管理事務をサポートするためのスタッフ機能を充実させる。
- (2) 主任研究者や若手研究者については、努めて広い学問分野から有望な人材を集結させるとともに、一定の流動性を確保する。若手研究者に対しては、任期終了後のテニユアポスト（安定的な職）を用意することにより、テニユアトラック制に準ずる措置を講じるなど、代表機関内でキャリアパスの整備に努めるとともに、他の大学や企業等での活躍も可能となるようキャリア形成支援を積極的に行う。また、研究者やそれを技術的にサポートする人材の評価に際しては、論文への投稿のみならず、データ群の整備への貢献等、各拠点全体の研究推進への貢献も勘案する。  
※テニユアトラック制：公正で透明性の高い選抜により採用された若手研究者が、審査を経てより安定的な職を得る前に任期付の雇用形態で自立した研究者として経験をつむことができる仕組み。
- (3) 対象とするマテリアル研究開発領域において我が国を代表する研究拠点としてふさわしい研究室、居室等の施設・設備環境を整備する。
- (4) 対象とするマテリアル研究開発領域に関係する研究者を集めた学際的な研究集会を定期的で開催する（少なくとも年に1回以上）。また関連する学会や協議会が開催するシンポジウム等の企画・運営に参画する。

### ③ 代表機関からのコミットメント

我が国を代表する拠点が形成されるよう、代表機関は、中長期的な計画上に拠点を明確に位置付けた上で、機関をあげて全面的な支援を行うことが必要である。拠点運営に関しては、一定の独立性を確保するため、拠点に係る人事や予算執行等に関し、研究代表者が実質的に判断できる体制を整える。また、機関内の従来運営の在り方にとらわれず、新たな運営手法（能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意思決定システムなど）を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、整備等に協力するとともに、研究スペース、共用設備などのインフラ利用や、若手研究員に対する任期終了後のテニユアポストの確保などの人材育成の取り組みに関し、最大限の支援を行う。さらに、生みだされる知的財産の管理について、専門能力を有する担当者を配置し、事業支援機関と連携しつつ事業化に向けて積極的な展開を図る。

### ④ 連携機関における研究グループの運営

代表機関とともに研究グループに参画する連携機関における代表者は、研究代表者との信頼関係の下に、自らの機関より参画するメンバー（拠点における専門分野の研究に関し、指導的役割を果たす主任研究者クラスを含む）を拠点に集結させるとともに、自らも積極的に拠点運営に参画し、研究者の指導を行う。また、連携機関においては、それぞれの専門分野を深化させる役割を担い、拠点が扱う課題のうち、特に専門性が高い

研究を拠点からの委託等により実施する。

### 2.6.3 F Sで具体化する研究課題

令和4年度以降、研究開発事業（データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト）の本格実施が実現した場合、各研究課題の設定の考え方は以下のとおりであり、F Sにおける検討においても、これを前提とすること。

F Sでは、重要技術領域に紐づく研究課題は、社会的・産業的ニーズの高さとデータサイエンスとの親和性を考慮して具体化することが求められる。その際は、各研究課題に対して、産業界（業界団体、個別企業等）からの推薦書（当該研究課題に関する期待やコミットメント等）の提出、4グループの役割の明確化、研究課題ごとに設置されるプロジェクトリーダー（P L）の特定に加えて、戦略的に取得するデータ群、及び取得方法、実施期間（3年程度を基本）を策定することが求められる。なお、各研究課題に関して、実施期間終了時は、外部資金の獲得状況、社会実装の実現性、実施期間中に生じた革新的な成果が期待される新たな研究要素等を評価し、継続可否が判断されることを想定する。

## 2.7 拠点間連携と外部連携

令和4年度以降、研究開発事業の本格実施が実現した場合、本格実施時の拠点間連携、及び、外部連携の考え方は以下のとおりであり、F Sにおける検討においても、これを前提とすること。

### 2.7.1 領域横断型コンソーシアム

各拠点が取り組むマテリアル研究開発を支える高度な基盤技術に関して、様々なステークホルダーと課題を共有し発展させることによって、効率的な成果創出を行うことが重要であることを鑑みて、当該コンソーシアムを年1回程度開催するものとする。

対象となる共通基盤技術は、各拠点の研究開発状況や国際競争力の観点での重要性・緊急性を考慮して選定されるものとするが、データサイエンス的手法や大型計算機「富岳」・量子コンピューターの戦略的活用、大型放射光施設（SPring-8、SLiT-J）、J-PARC、マテリアル先端リサーチインフラ等といった我が国を代表する共通基盤技術を活用した他の研究開発プロジェクトや関連する協議会等との積極的な連携を推奨する。

### 2.7.2 内閣府・経済産業省との連携のためのガバニングボード

データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトは、文部科学省と内閣府・経済産業省で取りまとめているマテリアル戦略におけるアクションプランの一つとして掲げられており、国家戦略として重要な役割を担っていることを踏まえて、取り組む研究課題の中で、府省間で共有すべき研究課題や共通基盤技術に関しては、連携・協力を促

進することを目的としたガバニングボードを設置する。対象となる研究課題に関しては、ガバニングボードに参画することにより、本プロジェクトの成果を、経済産業省の協力を得て健やかに実用化への展開に移行させる（例えば、実用化への取り組みを行う研究機関や民間企業の部材試作ラインを活用する等）、或いは、経済産業省の事業において発生する科学的に深掘りを要する課題について、本プロジェクトの拠点の協力を得て解決を図るといった調整機能を担うことが想定されている。



### 3. 事業全体の運営を総括・支援する組織

F Sの運営を総括・支援する組織として、文部科学省がプログラム運営委員会を設置し、その構成員を任命した上で、F Sを実施する。

#### 3.1 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーの配置

文部科学省が、F Sに係る委託契約を受託者と締結するにあたり、F Sのプログラム運営方針の策定、資金配分の策定、計画の改善、進捗状況の確認、運営の見直し等を行うことを目的として、プログラムディレクター（PD）を置く。また、各方針を策定するにあたって、技術的・専門的知見からPDを支える技術参与としてプログラムオフィサー（PO）を置く。

#### 3.2 プログラム運営委員会

F Sの実施に当たり、PDへの助言や事業全体の運営について必要な検討をし、調整を行うため、文部科学省がプログラム運営委員会を設置する。

##### 3.2.1 構成員と役割

プログラム運営委員会の構成員は、PD・PO・専門委員・文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）とする。構成員は、各拠点の運営方針・研究計画を確認し、活動の進捗と成果を評価するとともに、必要な指導と専門的知見に基づく助言を行う。公式な会合に加えて、日頃から各代表機関の活動状況の把握に努め、データサイエンスを戦略的に活用する新たな研究アプローチの導入等の検討の面で積極的に支援を行うものとする。

文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付は、事務局として庶務を処理し、当該委員会の円滑な運営を支援するものとする。

##### 3.2.2 審議事項

プログラム運営委員会が審議する事項は、下記のとおりとする予定である。

- (1) PDが策定する運営プログラム方針
- (2) PDが策定する資金配分方針
- (3) F Sの検討内容に関する協議
- (4) F Sにおけるワークショップ等のイベントに関する計画
- (5) その他PDが必要と認める事項

## 4. 応募の要件

### 4.1 応募機関の要件

F Sで検討を進める研究課題案、研究開発体制案等について、F Sを実施する代表機関が、想定される連携機関と共同で提案を作成し、応募することとする。

#### 4.1.1 代表機関の要件

代表機関は、F Sについて責任を持って実施することのできる次の（ア）～（エ）全てを満たす国内の大学等の機関とする。

なお、代表機関については、連携機関の活動を含めて事業全体を運営するために必要な組織体制を構築する必要があることから、機関の長が研究代表者と連名で申請することとする。

（ア） 次の（a）から（g）のいずれかに該当する機関であること

- （a） 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- （b） 高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
- （c） 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- （d） 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- （e） 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- （f） 民間企業（法人格を有する機関）
- （g） 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

（イ） F Sが対象とするマテリアルの重要技術領域に紐づく研究開発の技術的能力を有する機関であること

（ウ） 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有する機関であること

（エ） 委託契約は、原則精算払いであることから、事業を的確に遂行するために必要な財務的基礎を有する機関であること。

\*なお、委託費の概算払いをする必要があると認められる場合には、所要の手続きを経て、契約決定額の全部又は一部を概算払いすることが可能。

#### 4.1.2 想定される連携機関の要件

想定される連携機関は、4.1.1の（イ）～（エ）の条件をすべて満たし、その担当する部分の事業の実施について責任をもって行うことができる次の機関とする。なお、想定される連携機関の原則として代表者は、代表機関が主催するワークショップに参加することが求められる。

- （a）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- （b）高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
- （c）大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- （d）独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- （e）特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- （f）民間企業（法人格を有する機関）
- （g）特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

\*代表機関等からの外注等を受けて役務を提供する機関は、連携機関とはならない。

#### 4.2 研究代表者の要件

F Sへの公募に当たっては、上記の応募機関に所属する常勤又は非常勤の研究者もしくは技術者（以下「研究者等」という。）が研究代表者となって申請することとする。研究代表者とは、F Sを実施する次世代を担う代表者であり、F Sで具体化する拠点体制における拠点長となることが想定される。なお、委託機関として採択された場合、研究代表者はプロジェクトの代表者として事業に取り組む必要があるため、応募から事業終了に至るまでの間に長期外国出張やその他の理由により、事業の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けること。

## 5. 選定方法

令和3年度F Sの実施機関を、審査委員会を設置して、5.1のプロセスで選定する予定である。

### 5.1 F S実施機関の選定プロセス

公募の開始：令和3年4月27日

公募説明会（予定）：令和3年5月6日

公募の締切：令和3年5月31日22時

審査（予定）：令和3年6月

選定結果の通知／公表（予定）：令和3年6月下旬

事業の開始（予定）：令和3年7月

### 5.2 提案書類の受付等

F Sでの提出書類（下記）は、原則として府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通して提出期限内までに提出すること。なお、e-Radシステムに関する詳細は、6.1～6.3を参照すること。

- ・提出書類一式
- ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

#### 5.2.1 提案書類の入手方法

提案書類等の必要書類は、文部科学省のホームページの公募情報又は、e-Radのポータルサイトからダウンロードすること。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。また、認定の取消などとなった場合には、速やかに届け出ること。

#### 5.2.2 提案書類の提出期間

公募は、令和3年4月27日（火）～令和3年5月31日（月）22時とする。

\*全ての提案書類について、期限を過ぎた場合は一切受理できないため注意すること。

公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団に該当しない旨を誓約書（様式7）に記入し、所属機関長による署名（自署に限る。公印不要。）の上、e-Radにて提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とする。ただ

し、以下に該当する機関は提出の必要はない。

- ・機関の代表者の選任・任命を国が行う機関（国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人等）
- ・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関（地方公共団体）

### 5.3 提案書類の作成

提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項を遵守するとともに、e-Rad への応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。提案書類に不備がある場合、受理できないことがあるので注意すること。

#### 5.3.1 提案書類の作成及び提出上の注意

- ・枚数制限を定めている様式については、制限を守ること。
- ・提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び各様式に示した注意事項に従って、必要な内容を誤りなく記載すること。
- ・提案書類は日本語で作成すること。
- ・入力する文字のサイズは原則として11ポイントを用いること。
- ・郵便番号は7桁で記入すること。
- ・用紙の大きさは、全て日本工業規格A4版とする。
- ・応募申請に当たっては、応募情報のWeb入力と申請様式の添付を要する。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は10MBとする。
- ・アップロードできる申請様式ファイルは、PDF形式でのみとする。
- ・応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。
- ・提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要がある。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらずこれらのステータスにならなかった場合は、文部科学省 研究振興局 参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付「データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業」公募担当まで速やかに連絡すること。

#### 5.3.2 その他

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないため、公募要領及び様式に示した注意事項を熟読の上、注意して記入すること。提案書類のフォーマットは変更しな

いこと。また、応募申請後の提案書類の差し替えは一切認めない。なお、提案書類の返却は行わない。

#### 5.4 問い合わせ先

公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究振興局 参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当) 付	nanozai@mext. go. jp 03-6734-4178 担当：井出・夏目
---	---------------------------------------	--

## 6. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等

### 6.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad)

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等) をオンライン化する府省横断的なシステムである。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したもの。

### 6.2 e-Rad を利用した応募方法

F S への応募は、e-Rad を通じて行うこと。応募の流れは、別紙2を参照し、応募の際は、以下の点に注意すること。

#### 6.2.1 e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となる。研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行うこと。登録まで日数を要する場合があるため、2週間以上の余裕をもって登録手続きをすること。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

##### ② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となる。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照すること。

#### 6.2.2 e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。

#### <注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要となる。アッ

プロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は10MBである。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意すること。

② 作成した申請様式ファイルは、PDF形式でのみアップロード可能である。(e-Radには、WORDや一太郎ファイルのPDF変換機能があるが、PDF変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではない。使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してすること。

③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。

④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要がある。

⑤ 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入すること。(応募書類のフォーマットは変更しないこと。) 応募書類の差替えは認めない。また、応募書類の返却はしない。

## 6.3 その他

### 6.3.1 e-Radの操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができる。利用規約に同意の上、応募すること。

### 6.3.2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

e-Radの操作方法に関する問合せは、e-Radヘルプデスクにて受け付ける。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できない。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問合せ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 午前9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。
-----------------------------------	-----------------------------	---



○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

### 6.3.3 e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働しているが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがある。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせする。

## 7. 応募に当たっての留意事項

### 7.1 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」という。))が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、F Sにおいて審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがある。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、F Sへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではないが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかにF Sの事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、F Sにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

#### ② 過度の集中に対する措置

F Sに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、F Sにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがある。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、F Sへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかにF Sの事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、F Sにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す。(別紙3)

### ③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合がある。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合がある。

### 7.2 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名)等 e-Rad を通じて登録すること。記入内容に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある。

### 7.3 不正使用及び不正受給への対応

F Sに関する委託費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、以下のとおり厳格に対応する。

#### 委託費の不正使用等が認められた場合の措置

##### ① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

##### ② 申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

F Sの委託費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup>に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトへの申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合がある。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は

共同研究者等として参加することを指す。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 <sup>※3</sup> (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> )
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

③ 不正事案の公表について

F Sにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者

のうち、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトへの申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとする。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているため、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### 7.4 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、F S への申請及び参加資格を制限する。

なお、「他の競争的資金制度等」について、令和3年度に新たに公募を開始する制度も含み、令和2年度以前に終了した制度においても対象となる。

（※）現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を参照すること。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### 7.5 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

#### 7.6 繰越

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

#### 7.7 府省共通経費取扱区分表

F S では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているため、経費の取扱については別紙1の府省共通経費取扱区分表を参照すること（詳細については、2.3 委託費の経費区分及び総額を参照すること）。

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められているところであり、これを踏まえ、F Sにおいて、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としている。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙4及び別紙5においても必要な要件や手続の方法を定めているので、確認すること。

## 7.8 費目間流用

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内とする。

## 7.9 年度末までの研究期間の確保

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応している。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めること。

## 7.10 研究設備・機器の共用促進

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされている。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められている。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成31年4月23日 文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められている。

これらを踏まえ、令和4年度以降の研究開発事業（データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト）の本格実施が実現した場合に購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内におい

て、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組むこと。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意すること。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進すること。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会 (H27. 11. 25)]

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会 (H27. 6. 24)]

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

○「競争的資金における使用ルール等の統一について」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (H29. 4. 20 改正)]

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouruuru.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf)

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

## 7.11 博士課程学生の処遇の改善

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められている。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられている。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3

日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生については、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、R Aを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、R Aに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされている。

これらを踏まえ、F Sにおいて、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にR A等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこと。また、F Sへ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請すること。

#### (留意点)

- ・生活費相当額の給与水準（年額 180～240 万円程度）について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額 180～240 万円としている。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度\*の時間給の支払いが標準的なものと考えられる。」と示している。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給与月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日～20日)の勤務時間(7時間45分～8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて判断すること。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではない。
- ・学生をR A等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮すること。



#### 7.12 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところ。

これらを踏まえ、令和 4 年度以降の研究開発事業（データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト）の本格実施が実現した場合、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、本プロジェクト終了までを任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めること。

#### 7.13 プロジェクト実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、F S で雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、F S から人件費を支出しつつ、F S に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することを可能とする。詳しくは別紙 6 を参照すること

#### 7.14 若手研究者の多様なキャリアパスの支援

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められている。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研

究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いする。

また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

- ・申請書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」という。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載すること。キャリア支援活動計画は審査の際に確認する。
- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、上記の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができる。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告することが求められる。その内容はプラスの評価の対象とする。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とする。

#### 7.15 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われているため、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

\*現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しよ

うとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っている。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されているので、詳しくは下記を参照すること。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### 7.16 社会との対話・協働の推進

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費(競争的資金又はプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して

分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められている。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むこと。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

#### 7.17 論文謝辞等における体系的番号の記載

F Sにより得た研究成果を発表する場合は、F Sにより助成を受けたことを表示すること。論文のAcknowledgment(謝辞)に、F Sにより助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT Program: Data Creation and Utilization-Type Material Research and Development Project Grant Number 15桁の体系的番号」を含めること。論文投稿時と同様である。F Sの15桁の体系的番号は、JPMXP11\*\*\*\*\* (8桁のe-Rad課題番号)である。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

【英文】This work was supported by MEXT Program: Data Creation and Utilization-Type Material Research and Development Project Grant Number JPMXP11\*\*\*\*\* (8 digits e-Rad ISSUE NUMBER).

【和文】本研究は、文部科学省におけるデータ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業 JPMXP11\*\*\*\*\* (8桁のe-Rad課題番号)の助成を受けたものです。

#### 7.18 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管すること。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)により報告すること(複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告すること)。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照すること。

#### 7.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備

F S の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）<sup>※1</sup>の内容について遵守すること。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイト参照すること。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

#### 7.20 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

F S の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出すること。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要である。ただし、令和3年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要である。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイト参照すること。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイト参照すること。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情

報発信を行うこと。

#### 7.21 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、F S への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）<sup>\*1</sup>を遵守すること。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照すること。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

#### 7.22 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出

F S の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出すること。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められない。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要である。ただし、令和 3 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要である。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト参照すること。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要するため、十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイト参照すること。）

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

7.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応する。

① 契約の解除等の措置

F Sの検討課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

② 申請及び参加資格制限の措置

F Sによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトへの申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのも	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの

	る論文等の著者	のと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(※) 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限する。

③ 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトへの申請及び参加資格を制限する。

④ 不正事案の公表について

F Sにおいて、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関において適切に対応すること。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)



#### 7.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務

F Sに参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することが求められる。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は、F Sに参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要である。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

#### 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

#### 7.25 競争的研究費改革

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改革について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、F Sの公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせする。

## 8. 審査

### 8.1 審査方法

令和3年度FS実施機関の選定に関する審査は、文部科学省に設置した審査委員会において実施する。審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行う。また、出席者全員に守秘義務の誓約書にサインしていただいた上で、審査を行う。

具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査委員会において、評価項目及び、審査基準に基づき、書面審査及び研究代表者等に対する面接審査を実施する。

面接審査は、書面審査によって選定された機関のみ実施する。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

### 8.2 審査要領

提案されたプロジェクトは、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び面接審査によって審査を行う。具体的には審査要領（別紙7）を参照すること。

### 8.3 選定結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果に基づく採択の可否については、研究代表者及び事務担当者に対して通知する。この際、採択に関して、条件を付ける場合があること、別途再審査となることがある。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けない。

採択の決定後、文部科学省HPへの掲載等により、審査委員等についての情報を公開する。

### 8.4 公表等に関して

#### 8.4.1 e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱う。これらの情報については、採択後適宜本制度のウェブサイトにおいて公開する。

#### 8.4.2 e-Radからの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録

の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしている。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いする。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

#### 8.4.3 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできる。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているため、F S 実施者は、researchmap への登録を求められる。

## 9. 契約の締結等

F Sでは、1つの代表機関が文部科学省と委託契約（連携機関は代表機関と再委託契約）を締結し、代表機関及び想定される連携機関が文部科学省に代わって、実施することになる。

### 9.1 契約条件等

審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和3年3月改正）」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。

採択された代表機関は、予算の成立を前提に、文部科学省と代表機関との間において、国の会計年度の原則に従い、委託契約を締結することになる。なお、契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約を締結するに当たっては、その内容（経費の精算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された代表機関であっても取り消しとなる場合がある。契約締結後においても、予算の都合によりやむをえない事情が生じた場合は、事業計画の見直し又は中止を求めることがある。加えて、国の契約は、契約書を締結したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分に周知すること。

### 9.2 再委託契約

代表機関が事業を実施するにあたって、本委託契約の一部を連携機関に委託する場合は、代表機関は連携機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理することが必要となる。また、F Sでは、再々委託は認めない。

### 9.3 契約の準備

代表機関の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、代表機関は遅滞なく以下の書類を提出することが必要となる。

- ・業務計画書
- ・経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和3年3月改正）」を参照すること。

また、会計規定及び職務発明規定の整備も実施すること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

#### 9.4 委託費の額の確定等

F Sの委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出された委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。また、不正使用等を行った研究の代表者は、その内容の程度により一定期間の新たな申請及び参加が制限される。

なお、本委託契約の代表機関は、F Sの委託契約期間終了までに連携機関（再委託先）からの委託業務実績報告書を受けて、再委託契約の額の確定等を、当該代表機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告すること。

#### 9.5 委託費の範囲及び積算など

##### 9.5.1 委託費の範囲

F Sにおける委託費の範囲は、2.3を参照すること。

##### 9.5.2 委託費の積算

F Sに必要な経費を費目ごとに算出し、総額を計上の上、に記載すること

##### 9.5.3 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとする。原則として、間接経費は直接経費の30%とする。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全額又は一部を概算払いすることができる。

##### 9.5.4 費目間流用

費目間流用については、7.8を参照すること。

##### 9.5.5 年度末までの研究期間の確保

年度末までの研究期間の確保のために求められる対応については、7.9を参照すること。

## 9.6 事業成果の取扱い

### 9.6.1 委託業務成果報告書の提出

代表機関は、事業成果を取りまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を電子媒体で提出すること。電子媒体はファイル形式をPDF形式とする。また、同内容の電子媒体をWORD形式でも合わせて提出することが求められる。委託業務成果報告書は、国立図書館等で公開される。

また、成果報告会での発表を求めることがある。

### 9.6.2 事業成果の帰属

下記の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法（平成12年法律第44号）」の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することにより、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなる。再委託先である分担機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と連携機関の間で取り決めておくこと。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・著作権（著作権法）
- ・回路配置利用券（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合は、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

## 9.7 取得資産の取扱い

### 9.7.1 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなる。次年度以降も継続して当該委託業務に使用が希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約事項に従って善良な管理を行うこととする。

### 9.7.2 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議する

こととする。

#### 9.7.3 汚染資産などの処分

汚染資産等は、受託者の責任において処分すること。

(別紙1)

## 府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成22年12月16日

### 1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

### 2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
  - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
  - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
  - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
  - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

### 3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分



表に解説（太字下線部分）を記載した。

- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

#### 4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

# 府省共通経費取扱区分表

参考1  
第1版 平成22年12月16日

制度・事業名:

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項	
物品費	設備備品費	<p>&lt;補助金&gt; 業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその取付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するものを含む)。なお、設備備品の定義・購入手続等は研究機関の規程等によるものとする。</p> <p>&lt;委託費&gt; 配分機関間で、取得価格及び耐用年数で規定(制度ごとに具体的に明記)</p>			
	消耗品費	<p>&lt;補助金&gt; 業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続等は研究機関の規程等によるものとする。</p> <p>・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年刊図誌除く ・CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等</p> <p>&lt;委託費&gt; 配分機関間で、取得価格及び耐用年数で規定(制度ごとに具体的に明記)</p>			
	人件費	<p>業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る選考手当等 ・ホスト等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る選考手当等 ・特殊協賛案件、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等</p> <p>業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・ワーキングエントリー・「男」・「男」・「男」 ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等</p> <p>*人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。</p>		※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙4をご確認ください。	
	謝金	<p>業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による業務の提供への謝金(講師・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の業務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等</p> <p>*謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。</p>			
直接経費	旅費	<p>旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員(学部学生、大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)、学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業の遂行に必要知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移動費、扶養親族移動費、旅行雑費) 等</p> <p>*旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 *旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 *「旅行雑費」とは、「空室使用料」「旅券の交付手数料」「手続手数料」「予約・注料料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空運送料」「航空空取戻手数料」等を含む。</p>			
	外注費	<p>外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の維持・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機種の維持管理、原価の国家等にかかる場合を含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等</p> <p>*再委託費・共同実施費に該当するものを除く。</p>			
	印刷製本費	<p>業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 等 ・チラシ、ポスター、写真、図面など一研究活動に必要な書類作成のための印刷代</p>			
	会議費	<p>業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場費 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う旅費(レセプション代(アルコール類を除く)) 等</p>			
	通信運搬費	<p>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等</p>			
	その他	<p>光熱水料 業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p>			
	その他(諸経費)	<p>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物賃上料、借付借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費が平均的な手当て、バウチャー代を含む)、学会に参加するための旅費(旅費に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文掲載料(論文掲載料)、論文別刷代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ・ニュースター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・搬送手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許権経費 ・薬事審議費 ・薬品・薬材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・シフト交代、交代交代に要する経費(に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(バイトワーク経費) 等</p>		※「研究以外の業務の代行に係る経費(バイトワーク経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙4をご確認ください。	
	消費税相当額(委託費のみ)	<p>「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支費料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に關して(非(不)課税取引となる経費)</p>			
間接経費	<p>直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、配分機関が使用する経費。</p>				
再委託費・共同実施費	<p>委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)。</p>				

\* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ

研究機関が行います

#### e-Rad への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書（様式1-1）をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.htm>

研究機関が行います

#### 事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知（事務代表者の e-Rad ログイン ID）がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書（様式1-1）に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

#### 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照 URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル

「1.研究機関手続き編」「2.研究者手続き編」

「3.研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

#### 公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト事業ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照 URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

参考マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

#### 応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、① e-Rad 上で直接入力が必要な内容、② 電子媒体で添付する内容があります。詳しくは以下をご覧ください。

参照 URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

参考マニュアル：研究者用マニュアル「1. 応募編」

研究機関が行います

#### 応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照 URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「4.申請受付編」

研究機関事務分担者用マニュアル「3.申請受付編」

文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付にて応募情報を受理

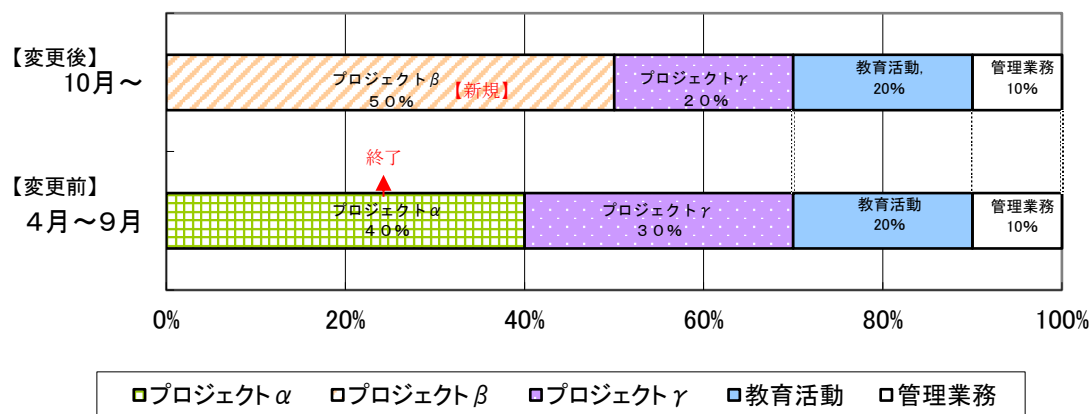
※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

## エフォートの考え方

## エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」<sup>1</sup>を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

<sup>1</sup> 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

## 研究代表者の人件費の支出について

研究代表者の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

### 1. 対象者

研究代表者として研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

### 2. 支出額

研究代表者の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート(研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で研究代表者が設定する。

### 3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 直接経費に研究代表者の人件費(の一部)を計上することについて、研究代表者本人が希望していること
- (2) 研究代表者が所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること【申し合わせ別紙参照】
- (3) 研究代表者が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

### 4. 申請に係る手続き

- (1) 研究機関は、研究代表者人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況(申し合わせ別添様式1)及び活用方針(申し合わせ別添様式2)を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。
- (2) 研究代表者及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。

(3) 採択後、研究代表者及び研究機関は、研究計画書等に研究代表者人件費を計上する。

#### 5. 執行後の手続き

(1) 研究代表者及び研究機関は、執行年度の翌年度5月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。

(2) 研究機関は、執行年度の翌年度6月末までに、確保した財源の活用実績の報告書（申し合わせ別添様式3）を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する（提出先メールアドレスは6. を参照）。

#### 6. その他

(1) 研究代表者の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.(1)及び5.(2)で提出が必要な様式は、下記の文科省HPからダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm)

(2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、下記の窓口において対応を行う。

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

e-mail : [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

電話 : 03-6734-4014

## 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm)）を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

### 1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

研究代表者は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該研究代表者が研究費の直接経費により研究代表者人件費も支出する場合には、エフォート管理を適切に行うこと。

### 2. 所属研究機関において実施すべき事項等

#### (1) バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（1.を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。



- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

## （2）研究代表者 との合意

研究機関は、研究代表者が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該研究代表者 との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

## （3）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

## 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm))に基づき、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトにおいて雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトから人件費を支出しつつ、データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトに従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続き等を行ってください。

### 1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

### 2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) 研究代表者等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) 研究代表者等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

### 3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

#### 4. 実施方法

##### (1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために研究代表者等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

##### (2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

##### (3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

##### (4) 活動の支援、承認取消

研究代表者等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、研究代表者等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

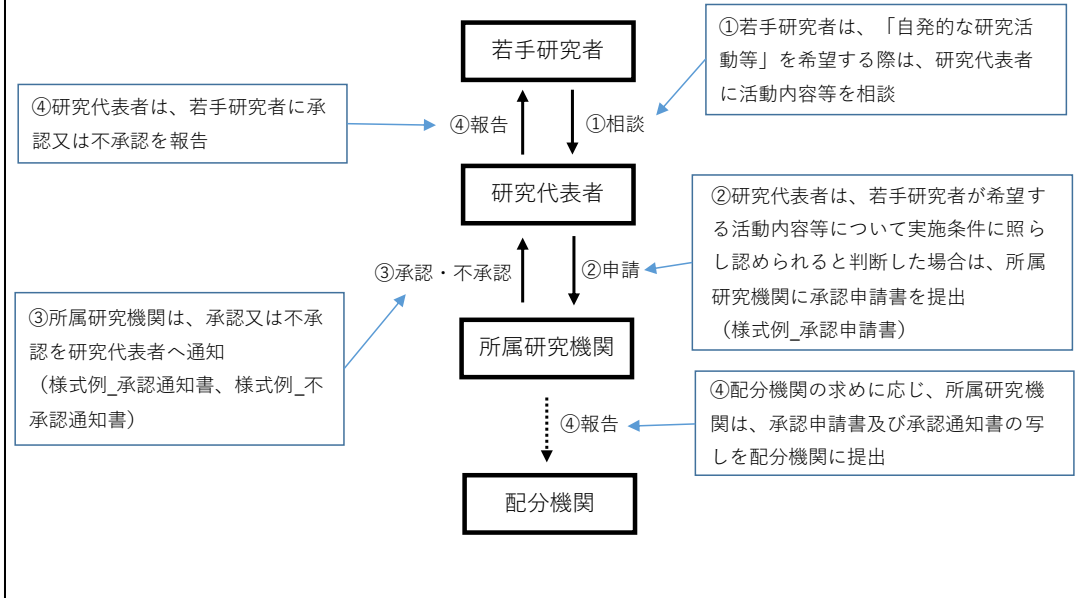
※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

#### 5. 様式例

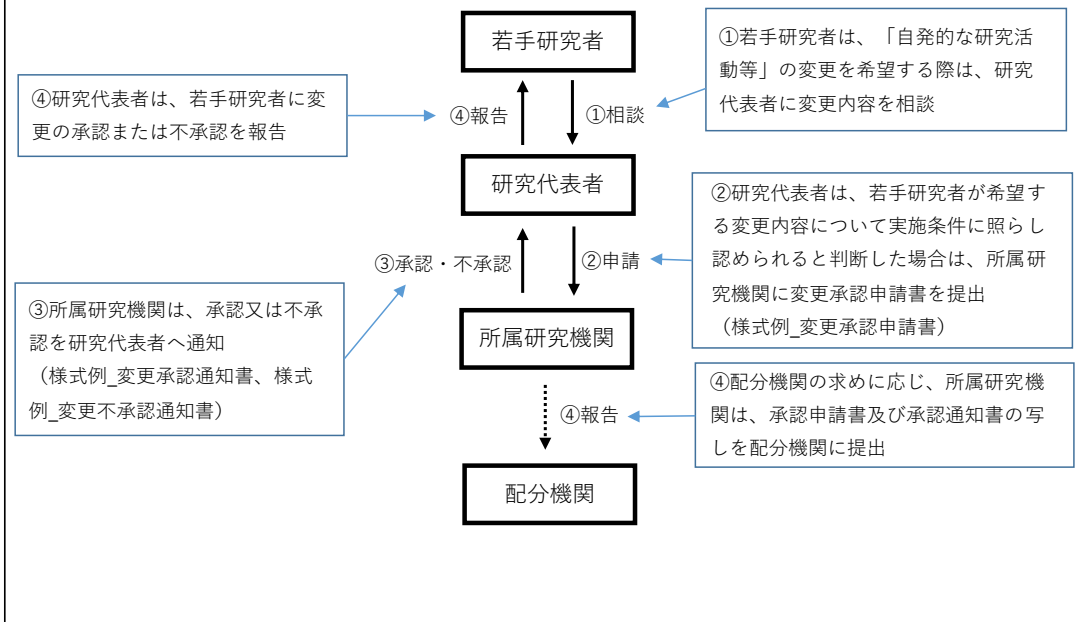
4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の文部科学省HPに掲載しているため、適宜活用いただきたい。

【URL】 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)

## 自発的な研究活動等の承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

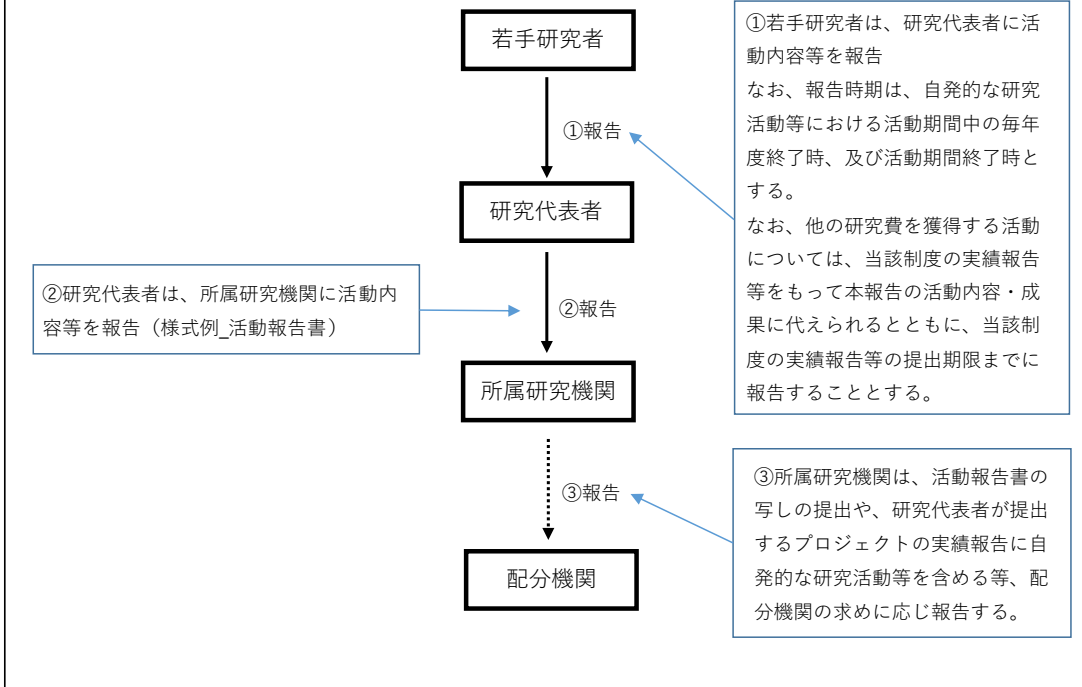


## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

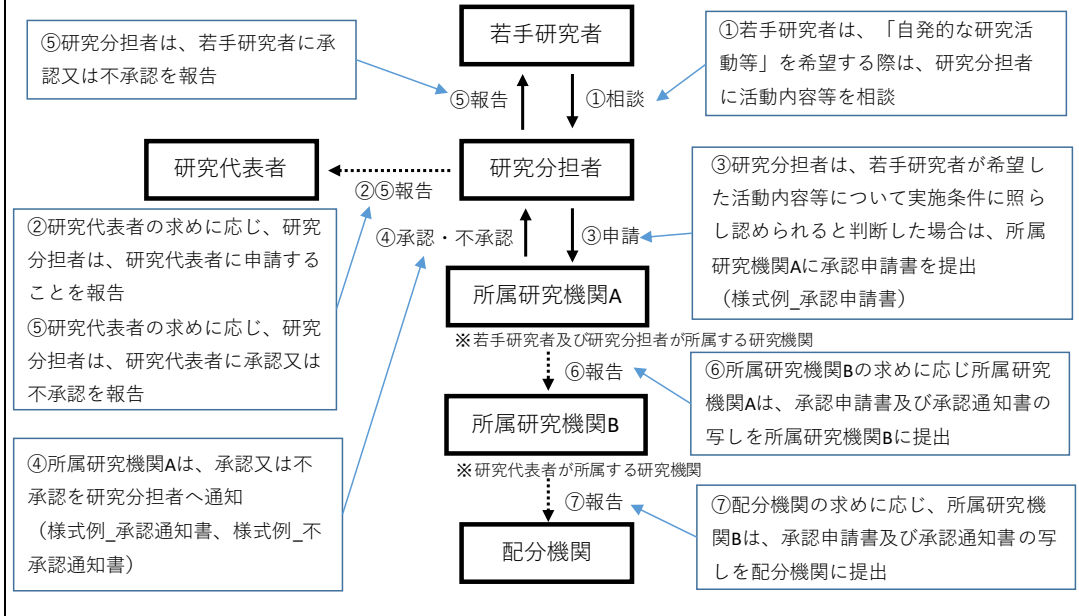


## 自発的な研究活動等の活動報告手続

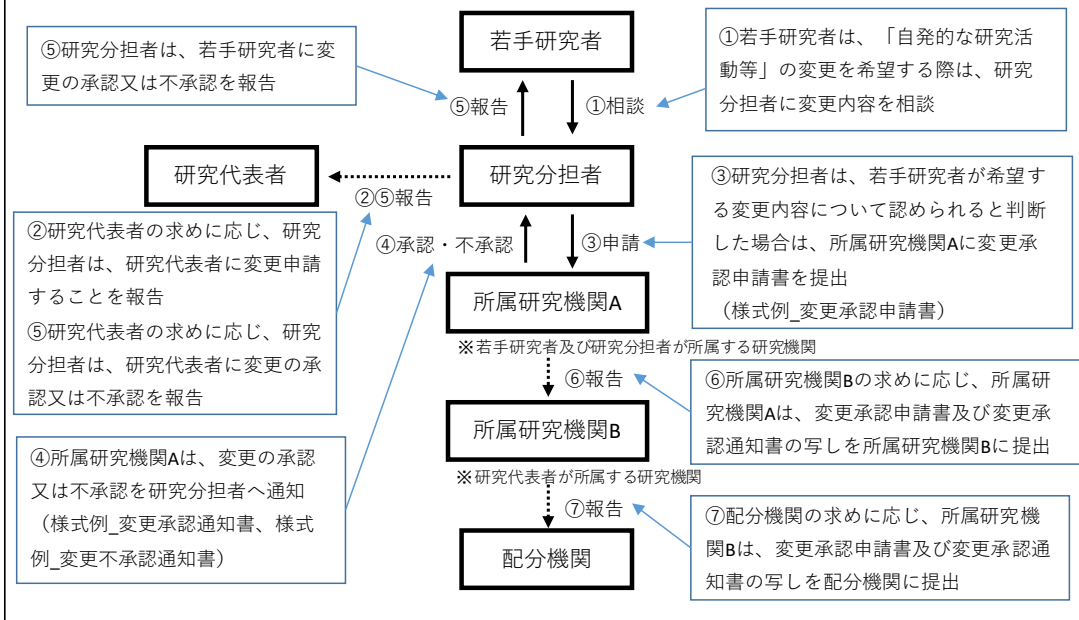
(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



## 自発的な研究活動等の承認申請手続 (研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

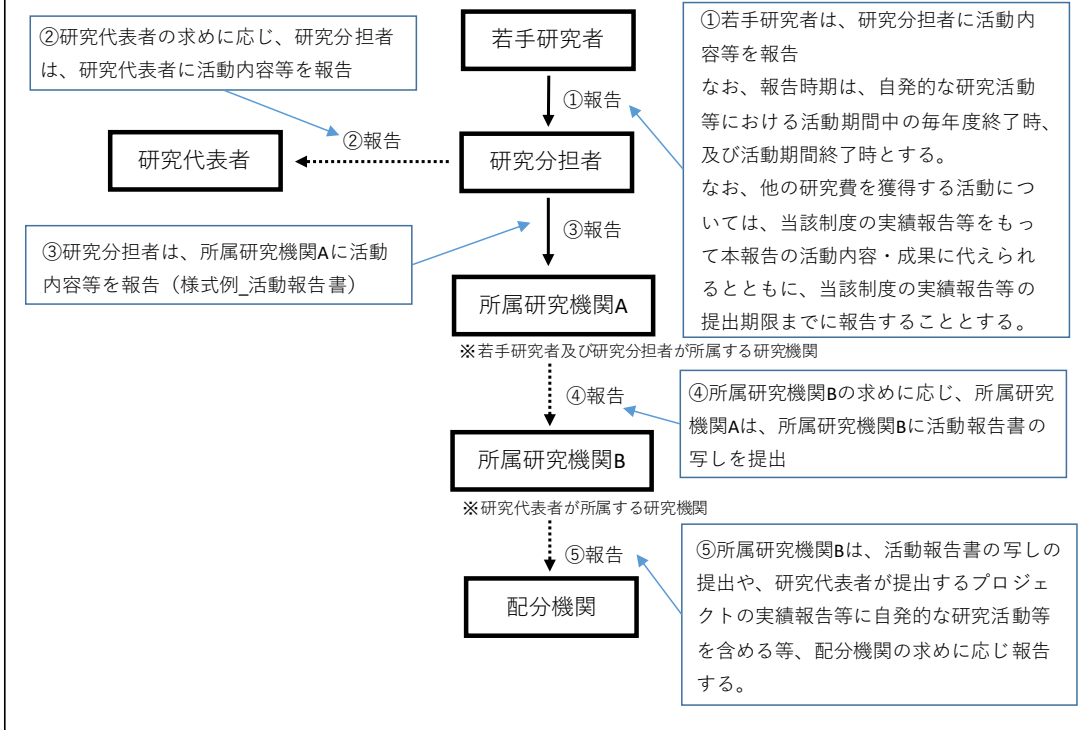


## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続 (研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



## 自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



## 審査要領

### 1. 審査方法

審査は、文部科学省に設置した審査委員会において評価項目及び審査基準に基づき、書面及び面接により審査し、採択課題を最終決定する。

なお、審査委員会は、必要に応じて、提案書類に記載のあった計画内容や実施体制の見直し等について条件を付すことがある。また、書面審査及び面接審査の結果、提案内容の修正や不足部分の追加を求め、再審査又は再公募を実施し、面接審査を別途実施する場合がある。

#### (1) 書面審査

- ・書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価項目及び審査基準」（別添1）に基づき審査を行う。
- ・提案書類毎の評価点及びコメントを作成する
- ・審査委員会を開催し、各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントをもとに、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は、提案数を踏まえて決定する。

#### (2) 面接審査

- ・審査委員は、研究代表者、代表機関の経営層双方からのプレゼンテーション及び必要に応じて想定される連携機関の代表者等からのプレゼンテーションを受け、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行う。
- ・各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントをもとに、合議により採択課題を最終決定する。なお、原則として、類似領域の提案については、1件のみを採択することとし、同一機関から複数提案があった場合においては、複数提案の統合を要請することがある。
- ・面接審査の日程は決まり次第、文部科学省のホームページ等にて周知する。

### 2. 審査結果の通知及び公開

#### (1) 審査結果の通知

##### (書面審査)

書面審査の結果、面接審査の対象となった場合、研究代表者及び事務担当者に連絡するとともに、面接選考の日程、追加で提出を求める資料等について案内する。また、書面審査の結果に応じて、文部科学省より面接選考対象者に対して、面接審査時に対応又はご説明いただきたい事項を連絡・依頼することがある。



(面接審査)

面接審査の結果、採択にあたっての条件が付された場合、当該提案の研究代表者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定する。採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。

(不採択の場合)

選考の結果、不採択となった提案には、すべての選考が終了した段階で、選考結果とともに不採択の主たる理由について書面で通知する。選考途中での不採択等に関する通知は、一切行わない。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択課題の概要を公開する。

### 3. 利害関係者の範囲

公正で透明な評価を行う観点から、審査委員が下記に該当する場合は選考に加わらないこととする。

- ・ 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者と親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者と緊密な共同研究を行っている場合  
(例えば、共同プロジェクトの推敲、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者)
- ・ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
- ・ 競争参加者と密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係にある場合
- ・ 提案の採否又は審査が審査委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的関係若しくは競争関係

#### 4. その他

- ・ 審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、審査委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理する。
- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付に報告しなければならない。
- ・ 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

## データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト

### 令和3年度FS実施機関の評価項目、審査基準

#### 1. 評価項目

公募要領に記載された趣旨に合致した内容であること。その上で以下の項目を評価する。

##### (1) FS実施機関としての妥当性

対象とする重要技術領域の研究開発を推進するにあたっての技術レベル、社会実装を見据えた産業界との連携性、研究DX化に向けた協同的な活動に対する理解と積極性等の観点から評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクトが掲げる拠点形成型の研究開発体制を設計できる見込みがあるか
- ・材料創製と計測評価・計算・データサイエンス的手法の有機的な連携体制を導入できる見込みがあるか
- ・対象とする重要技術領域に関して、研究課題の具体的提案に必要となる社会的・産業的ニーズを深掘り・調査に必要となる情報収集能力が見込まれるか
- ・産業界とのネットワークや信頼関係が築ける拠点体制の構築が見込めるか
- ・マテリアルDXプラットフォーム構想の実現に向けて、データ中核拠点・マテリアル先端リサーチインフラとのデータ創出・活用・蓄積等に関する連携が見込めるか

##### (2) 研究代表者としての妥当性

専門性と実績、次世代を担うリーダーシップ、マネジメント能力、研究DX化に向けた志向の高さ等から評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・対象とする重要技術領域に関する高い専門性と実績を有するか
- ・代表機関、及び連携機関から厚い信頼のもとリーダーシップを発揮して、拠点運営・研究マネジメント、及び研究開発を、責任をもって実行できることが期待されるか
- ・マテリアル研究開発人材と情報科学系のデジタル人材との技術・知の交流を積極的に推進し、新たな研究開発手法を開拓していくことが期待されるか

### (3) 研究課題（案）の優位性、独創性、妥当性

F Sで検討する研究課題案について、社会的・産業的ニーズの高さとデータサイエンスとの親和性の観点で、現段階での見込まれる妥当性や期待される点を評価する。具体的な評価の観点を以下に示す。

- ・社会的・産業的ニーズに応える研究課題が設定されているか
- ・データサイエンスとの親和性が十分考慮された研究課題が設定されているか
- ・将来的に研究力の向上及び産業競争力の強化につながるか
- ・国内外の研究及び既存技術、産業界等の動向などを踏まえたベンチマークの分析は適切か

### (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること

## 2. 審査基準

(1) ～ (3) の項目に対して、以下の5段階で評価を行う。

- 5点・・・優れている
- 4点・・・適切である
- 3点・・・ほぼ適切である（内容に一部見直しが必要であるが採択可能）
- 2点・・・あまり適切でない（内容の大幅な見直しが必要）
- 1点・・・不適切である

(4) の項目に対して、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.4点
- ・認定段階3＝0.6点
- ・プラチナえるぼし認定＝0.8点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）＝0.3 点

・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定）＝0.3 点

・プラチナくるみん認定＝0.4 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝0.3 点

○上記に該当する認定等を有しない＝0 点